

令和5年12月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和5年12月結城市教育委員会定例会

○日 時 令和5年12月25日（月曜日）

○場 所 結城市役所 大会議室1

○出席委員 黒田光浩教育長
赤木信之委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
岩崎勤委員
田中昌希委員

○教育委員会事務局

教育部長 大木博

学校教育課長 福井恵一、指導課長 湯本勝洋、

生涯学習課長 山本賢司、スポーツ振興課 野村正美、

学校教育課課長補佐兼学務係長 小林洋一

1 付議案件

（1）議案第19号 令和5年度結城市教育事務点検・評価結果報告書について

（2）議案第20号 結城市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則について

2 報告事項

（1）報告第13号 教育長報告について

学校教育課長 それでは、改めましてこんにちは。定刻前ではございますが、おそろいになりましたので、ただいまから定例会を始めさせていただきます。

定例会の開催に当たりまして、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前に配付いたしました令和5年12月結城市教育委員会定例会の冊子になっているものでございまして、こちらと、本日は、当日配付といたしまして、ハラスメント防止条例のとじたもの、こちらを机に置かせていただいております。過不足等ございませんでしょうか。

本日、傍聴者もおりませんので、ただいまから定例会を始めさせていただきます。

それでは、黒田教育長より開会宣言をお願いいたします。

教育長

本日の出席委員は4名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年12月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の議事録署名人を指名いたします。中村委員にお願いします。よろしくをお願いします。

それでは、これより議案の審議に入らせていただきます。

本日の議案は2件です。

◎議案第19号 令和5年度結城市教育事務点検・評価結果報告書について

教育長

初めに、議案第19号 令和5年度結城市教育事務点検・評価結果報告書について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、1ページをご覧ください。

議案第19号 令和5年度結城市教育事務点検・評価結果報告書について。

上記議案を提出する。

令和5年12月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

それでは、内容について説明をさせていただきます。

こちらの内容につきましては、別冊の資料、結城市教育点検・評価結果報告書、冊子になっているものです。こちらをご覧ください。

内容につきましては、11月24日に開催いたしました最終確認となります。その際に事業内容については説明させていただいておりますので、詳細な説明は、本日は割愛させていただきます。

それでは、まずは冊子の構成についてご説明させていただきます。

ページを開いていただきまして、目次の次からが1番、趣旨ということで、本評価の趣旨ということで、教育委員会では、市民の皆様説明責任を果たし、信頼される開かれた教育行政を推進するとともに、効果的な教育行政の一層の推進を図るため、教育事務点検・評価を実施しており、その結果を報告するものですということで、本市の趣旨を説明させていただいております。

その後、2、点検・評価の対象、3、点検・評価の方法につきましては、こちらに記載してあるとおりでございます。

ページをめくっていただいて、3ページをご覧ください。

4、点検・評価の活用、5、点検・評価の結果の概要については、6ページまで記載させていただいております。

7ページに進ませていただきます。

こちらが点検・評価結果の一覧表でございます。先ほども説明させていただいたとおり、11月24日にこの表の一番右側の欄、教育委員会評価という欄を皆様にご審議いただいたところでございます。当日、田中委員さんのほうご欠席だったんですけれども、その後、メール等のやり取りで最終評価の意見をいただいて、そちらを併せたものを最終評価欄に記載をさせていただいております。

続きまして、8ページ以降が参考資料となっております。

13ページをご覧ください。

今年度の点検・評価の実施計画につきましては、こちらに記載してあるとおりです。10月以降に内部評価を実施し、11月24日に最終点検、そして本日、最終決定ということでご審議をいただきまして、決定した評価につきましては、令和6年3月に議会報告及び市民への公表を予定してございます。

説明は以上となります。7ページの最終評価、教育委員会の意見というところを中心にご意見を頂戴できれば幸いに存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第19号について、ご質問等ございましたらお願いします。

じゃ私のほうから1つよろしいですか。7ページの評価一覧のところ、A B C Dで評価されていますけれども、Cが1個だけあるんですよ、6番の児童生徒自立支援事業。このCの上を見ると、公平性、受益者の偏りということがあるんですけれども、これは事務局ではどんなふうに考えておりますか。

学校教育課長

こちらは、主にゆうの木を想定してございまして、今、北側にゆうの木が1か所ということで、地域的に少し北部にあるような状況です。これを全市的な活用を踏まえますと、もう少し検討する余地があると認識しておりまして、その評価結果がCという形となっております。

教育長

ありがとうございます。

確かに今見ても、本当にゆうの木というのはいろんなところを移り歩いていて、結局今の北部分館のほうに落ち着いているということで、ゆうの木というのは、みんなが通いやすいところであればいいというものでもないし、非常にデリケートな問題だと思うんですね。なおかつ市街地と、私は市南部地区にずっと長いこと住んでいるので、市街地と南部地区の保

護者の皆様の考え方というのが違うようなところがあって、多くいるから造って、不公平じゃないかということで、数によって決めるというのはものすごく危険なところがあると思うんです、私も南部地区で過ごした保護者として。だから、そういうデリケートな問題、いろんなところが絡まっていて、地域性があるのかなと思っているんですね。これは何もゆうの木だけじゃなくて、特別支援学級もそうだと思います。

だから、このCという結局評価になっていますけれども、その中身というのはいろいろと難しいところがあるのかなといつも感じているので、ちょっと聞かせていただきました。

最初にすみません。

中村委員。

中村委員

この微妙なね、考え方とか価値観とか、そういったものが織り交ざってくるのがこの特別支援関係だと思うんです。だから、これは確かに難しいところだと思うんですが、物理的に1つそういう場所を増設するという、これもいいと思います。

あと、私、もう一つね、いろんなところで関わっていく中で、いわゆるソーシャルワーカーというものが最近非常に注目されていますよね。その中で、特に今、私こういう話をするというのは、病院の中にソーシャルワーカーという方がいて、例えば福祉関係だとケアマネジャーみたいな、そのソーシャルワーカーの働きがすごく期待されているんですね。そのスクールソーシャルワーカーの、病院であれば病院のソーシャルワーカーがいるんですけれども、この動きというのが、やはり1回ちょっとメスを入れていただいて、ちょっと何ていうのかな、スクールソーシャルワーカーが動きやすいというか、協力体制がうまくできるような、そういう共有化をもっと図るといふ。どういう働きがスクールソーシャルワーカーできるかという。意外と分からない部分が多いと思うんですよね。これはちょっとスクールソーシャルワーカーの仕事ではない、範疇外だよということであつたり、いや、これはやらなきや駄目でしょうとか。そういうのをね、1回ちょっと総ざらいしてみると私はいいかなと感じていました。ちょっと、直接評価には関係ないんですが。すみません。

教育長

ありがとうございます。

ほかいかがですか。

岩崎委員。

岩崎委員

ゆうの木みたいな施設を南部地区のほうにという希望もあるんだとは思いますが、問題は人ですよ。また新たに人を配置しなくちゃならないといういろんな予算がつく中で、北と南と一つずつという拠点をつくるというのは非常にいい考えだと思うんですけれども、うまくその中間で、その中間になるようなところに移動して、集中的にそういう人員を配置してというのも、もしかしたらあるのかなという気がしているんですけれども。やはり分けたほうがいいのか、すごくこれ、こういう意見というのは、分

けたほうがいいのか、それともまた中間地点に新たに別物を設けたほうがいいのかという、そういう議論というのは、議会とかそういう関係者とかからどんなふうな感じが出ているんでしょうかね。

教育長

実は、その議論で、市長も含めて議論しているところなんです。結局、今のところ、北部分館のゆうの木だけだと、どうしても地域性はあるけれども、3、4人くらい、実際に南部地区から小学生、中学生、来ているんですよ。その子たちが、もし中学生が自転車で通えるところだったら、もっと保護者の方は楽なんじゃないかということで検討しています。

前にもお話ししましたが、全国的にはイオンモールなどの商業施設で、学校へ行かない、行けない生徒達を対象に、結城で言えばゆうの木みたいなをつくっちゃたらどうだろうと。そうしたら、イオンのほうもね、地域社会貢献活動ということで部屋を提供していただき、そこで勉強をやっているというようなところもある、面白いなと思いました。

じゃその辺のところはちょっと南部地区にもつくればいいのかなんて、そういう感じで今ちょっと動き出しているところです。

岩崎委員

そうすると、ほかの市町村というのは大体あれなんですか。例えば筑西市なら筑西市の場合は、その前の旧地区で1つぐらいなんですかね、大体。

教育長

そうですね。今、様子を見ていますと、自立支援教室というのはそうですね。全部、関城とか明野とか、そこにあるというわけじゃないんですけども、やはり複数ありますよね。ただ、フリースクールというのは全くまた別で、民間のフリースクールが筑西に1個あるぐらい、そんな感じ。ほかはフリースクールというのはやっていない。坂東市のほうで、ある学校で、学校の中のフリースクールというのをちょっとやっていて、それもちょっと今検討しているんですけども、本当に素朴な疑問で、学校に来られない子が学校にフリースクールだといって、そこに来られるのかどうかというのがちょっと疑問に思っているところです。

田中さん、どうですか。保護者で例えば不登校の子が、じゃ結城南中学校の正門を入ったところの新しい校舎を、フリースクールにしますよといって、行きなさいって行って、行くと思いますか。

田中委員

どうですかね。不登校になる理由はそれぞれだからね。何とも分からないですけども、同じところじゃないほうがいいのかなとは思いますがね。

中村委員

なかなか難しいですよ、ちょっとあれだよ。不登校だから。学校へ来れないのに学校来いといっても、でも、教室に入れなくても保健室には来られる子もいるわけだから。意外と難しいんだろうけれども、でも、私なんかはイメージ違うんだよな。自分で経験したこと、ちょっと外れるかもしれないんだけど。ある不登校の子供ね、私、日曜日なんだけれども、日曜日は学校へ行く必要はないよね。その子がね、私、釣りが好きなんで、釣りに行くでしょう。そうすると同じ地域の子だから、釣りをやっているときは生き生きとしているんだよね。いや、本当に。それで、教

えてくれるんですよ。こっちはもちろん知っているんだけど、結構、釣り歴が長いから。でも、知らんぷりして、これ浮き下ってどうやったらいいかねと言うとね、説明するんですよ。あの姿だと思っただよ。あれが、例えば学校が、ああいうふうに子供が生き生きと活動できる場があったら、学校であつたらなと思います。

そういったのが、やはり不登校になっている子供たちに何か改善の余地を与えるための、何かそういう原動力になることが必要かなと思っただよ。例えば野外活動ができるとかね、そういうのも、だから、あると非常にいい。その子に関していえば、そういう野外活動ができるようなところにミーティングルームみたいなものがあるとか、そんなイメージを持ったことがあるんだよ。こういう地区よりも、私らの周りの南部地区の自然がいっぱいある辺りは、そんなこともできる、広い野っ原があつて、そこで何か別な活動、体を動かせる活動ができるという、そんなのもね、一つはいいかなと思ったりもしたことがありますよ。それは過去の話ですけれども、そういうことを思ったことありましたね。

教育長

体験活動というのは、どんどん、私も取り入れるべきだと思いますし、山川沼があるんだつたら、山川辺りで釣りは、危ないかもしれないけれども、釣りあたりはどんどんやらせてもいいし、お蚕、今、絹川小と城西小で、1年に繭玉200個くらいしか作れていないんですけれども、それを3,000個ぐらい作って、余ったやつを売り出して、江川南の白菜じゃないんですけれども、問屋に出荷して、それでお金をもらうとか。そういうようないろんなものがあるのかな。あとは岩崎さんをお願いして、すごいトマトを南中学区のブランドとしてできないかなとか。そうすると、それだけでも何か面白くてやってくれるような子が1人でも2人でも救われればいいのかななんて。やはり、人、物、金ですよ。

中村委員

結城の特別支援教育のブランドね、これね、すごいと思うんですよ、先駆的なものは県下で認められているわけですから。それが途中で、足りていないんですよ。まだきっと結城はそういうふうな先進地域だと思われているんだと思うんです。

ただ、私は、さっきもちょっと話しましたがけれども、いやまだまだちょっと足りないかなと思うんですね。やや失速ぎみで、当初はすごかったんですよ、本当に。もうみんな周りから憧れるというか、注目を浴びていたんで。それを消す、もちろん消えはしないけれども、もっとグレードアップしていくと、さらに、子供が、やはり気持ちよく生活できるという。将来のね、結城市を担うということがそれに結びつけば最高じゃないですかね。

教育長

全く同じような考えで。だからね、SSWだって、県内で一番最初ですもんね、結城市は。独自のスクールカウンセラーを雇ったのが結城市はトップぐらいだし。そういう点では、それをもっともっと充実させなきゃいけないというのはね、我々ももっと努力しなきゃいけないと思っています。

中村委員
教育長
赤木委員

九州の方からもね、問合せが来ましたからね。

赤木委員、何か。

本当にね、結局やはり、さっき中村先生もおっしゃっていましたが、そこをつくってどういう指導者、指導的な立場のものを配置していくかということになってくるのかなと思うんですね。子守のための場所にしちゃうのか、そこへ行って何を子供たちに学ばせるのか。根本的には適応指導、集団適応とか、そういうふうな形になってくると思うんですが、そういう面で、場所をつくる、じゃどういう職員をそこに配置して、その計画を立てていくかということをも十分煮詰めていかないと、ただ場所をつくったけれども、何か尻切れトンボになっちゃったとか、そういうふうになりかねない部分もあると思いますんで、そこらのところをよく十分検討した上で、運営していただきたいですね。

教育長

ただ1つ、やはりちょっと気をつけなきゃいけないのは、前と違うのは、保護者の方が学校に行かせないという選択をしているというのは、以前とは全然違うところだと思うんですね。そういうのがやはり多くなっていますよね。学校には無理していかせない。だから、無理していかせない子を、以前だったらね、私なんか担任をやっている頃は、そういう子を学校に何とかして登校させるというのがすばらしいことなんだって、そういう指導だと思うんですけども、今はもう全然それは違うんだということ、その辺のところは気をつけなきゃいけないのかななんて思っています。

もし一覧表のほうでね、何かまたお気づきの点がございましたら、後でご連絡いただければと思うんですけども、ほかに何か気になったようなことはございますか。

(発言する者なし)

教育長

じゃ後でまたよろしくお願いします。ありがとうございました。

では、質問がなければ、議案第19号についてお諮りしたいと思います。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。

それでは、議案第19号については、原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

◎議案第20号 結城市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則について

教育長

続きまして、議案第20号 結城市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則について、事務局から説明をお願いします。

学務係長

それでは、資料2ページをご覧ください。

議案第20号 結城市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の

技術の利用に関する規則を廃止する規則について。

上記議案を提出する。

令和5年12月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

続きまして、資料3ページ、ご覧ください。こちらが公布文となっております。今回は、規則を全廃する規則となっておりますので、新旧対照表等はありません。私、口頭にてご説明させていただきます。

現在、結城市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則というものを結城市と同内容の規則を準用する形で市教育委員会も制定しておりました。この規則の概要、目的ですが、市の機関への申請、届出等の手続について、窓口での書面による手続だけでなく、インターネットを利用し、市民の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化を図りましょうというものでありました。今回この規則を廃止する理由ですが、さらなる情報通信技術の活用を推進するため、国が令和元年12月に情報通信の技術を活用した行政の推進等に関する法律を施行いたしました。地方公共団体も、この法律に即した行政手続のオンライン化に対応することが努力義務とされたためでございます。

よって、今回、結城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部が改正され、その施行に関して決めました結城市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則が施行されました。この条例施行規則の適用を受ける市の機関といたしまして、今回は結城市教育委員会も含まれることになりましたので、これまで市委員会独自で掲げていました結城市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止するものでございます。

以上になります。ご審議のほどをお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

岩崎委員。

岩崎委員
学務係長

すみません、具体的な例をちょっと教えていただきたいんですけども。

具体的に言いますと、さらにオンライン化を進めましょうということで改正されまして、その中身としましては、今、マイナンバーが普及してきておりますので、署名に代わってマイナンバーカードが利用できますよであったり、通常ですと手続等で証明書を取る場合には、発行手数料を現金で支払いするところですが、これからはPay Payなどの電子マネー等でも支払いが対応になりますよというところが主な内容になってございます。

教育部長

もっと進んでいくと、区域外就学手続きなども、今は通学希望先の市町村へ行って、ここの学校へ通わせてくださいという窓口の申請なんですけど、それがシステム上でやり取りできたりするというのが、まだまだ先ですが、そんなことができるようになるのが行政手続における情報技術を活用になります。要は情報技術を使っていろんなことをやりましょうというふうな取り決めの条例が市できて、それに今度は教育委員会も含めたから、教

育委員会として改めてつくっておく必要はないよということなんで、今回は廃止するということになります、という内容です。

教育長

何かご質問等ありますか。よろしいですか。ご質問がないようですので、議案第20号についてお諮りしたいと思います。

議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。

それでは、議案第20号については原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

◎報告第13号 教育長報告について

教育長

続きまして、報告事項となります。

報告第13号 教育長報告について、私から報告させていただきます。

4ページをご覧ください。

報告第13号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和5年12月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

5ページをご覧ください。教育長報告になっております。順番に簡単に説明させていただきたいと思います。

1、学校教育活動の再点検、教員評価、学校評価、外部評価の分析ということで、これは新しい年になるについて、新しい年度を迎えることとなりますので、そちらのほうを指示していきたいと思います。白丸3つだけ書かせていただきました。

インフルエンザの流行ということで、先ほども会議の前にいろいろとありましたけれども、12月21日で一応、市内の小学校全部終わっていることになっています。だから、危ないところもあったんですけども、21日、先週の木曜日で終わったところが、結城中学校の1年生学年閉鎖、その前の週は2年生も学年閉鎖をやっていました。あと、絹川小学校の2年生、5年生、上山川小の2年生ということで、いずれも12月21日まで学級閉鎖、学年閉鎖ということで実施して、22日は全部の学校で最後の日を迎えていることになっております。

あと、ちょっと聞くところによると、市内のほうでコロナの集団感染も発生しているということですので、まだまだ、やはりうがい、手荒いとかね、特に手指消毒というのは子供たちにもやらせなきゃいけないのかなということも思っているところです。

2つ目、来年度に向けた学校経営、グランドデザインの見直しということで、こちらのほうも学校評価等、各学校でやっていると思いますので、見直しのほうを指示していきたいと思っております。間違っても、グランドデザインが飾りだけにならないようにということで指示したいと思いま

す。

白丸の3つです。信用失墜行為の撲滅、いろいろ書いてあります。飲酒運転、セクハラ事案、速度超過、情報漏えい、不適切言動、発言とかですね、そちらのほう書いてあります。特にこれから中学校、小学校もそうですけれども、受験シーズンになっていきますので、出し忘れとか誤記入がないように、情報漏えいということ、あるいは紛失ということがないように指示していきたいと思います。

あと今、ちょっと困っているのが12月で現在、教職員と生徒の交通事故が4件発生しています。1か月だけで4件なんです。その2件は、もらい事故もあるんですけども、コンビニエンスでのバックしたときの事故、これももらい事故もありますし、自分で起こしたところもあるので、十分、コンビニエンスでは気をつけろということで指示しているんですけども、もう1回徹底していきたいと思います。幸い全て重大な事故にはつながっていないんですけども、ちょっとこの多さは気になっています。十分気をつけさせたいと思います。

大体、今日あたり、朝コンビニに寄って学校へ来るって、もう冬休みに入っていて、何でこんなにコンビニに寄らなきゃいけないのかなって、そっちのほうの問題だなと思っていますので、やはり先生方のそういう生活態度というのももう1回きちんと見直すようにしたいと思っています。

2番、令和5年市議会第4回定例会について、第4回定例会が12月6日から19日まで実施されました。今回は、12月は代表質問がございまずので、代表質問は3党派7件、一般質問は12月8日、11日、7人12件、今回は常任委員会で現地調査は実施しないで、教育福祉常任委員会というのがございました。結構、やはり教育に関する質問が多かったような気がします。言いたいことはいろいろあるんですけども、例えば代表質問の(2)番の結城廃寺跡整備事業とか、あとは水野忠邦の墓とか、あとは香取前遺跡とか、どうなっているのかということでも聞かれています。全て、山本課長、これは広報には出してありますね。

生涯学習課長
教育長

そうですね、市の広報紙などで市内全域に周知済みとなっています。

12月23日、この前の土曜日は香取前遺跡、説明会、午前と午後で、午前50人、午後30人来ています。12月17日には、結城廃寺の現地説明会があって、80人ほど来ております。学校の先生にももっと知ってもらいたいと思うんですね。特に上山川とか江川辺りで、何人来ているのか。自分の地域を責任持って教育するんだったら、そのぐらいは当たり前なんだと私は思っているんで、その辺のところはまだちょっと足りないなって感じはしています。健康の森に関してもそうです。そういうことが出ております。

一般質問のほうでも、(1)番の英語教育とか障害がある児童の就学とか適応指導教室などのことです。ゆうの木どうするんだということとか、フリースクールどうなのということでも出ております。市長の新3K宣言の柱

の一つに教育が上がっておりますので、英語教育ももっともっとやはり力を入れていきたいと考えております。

また、我々は、やはり配慮を要する、特別な支援を要する子供たちに本当に、その子ならではの教育を受けさせてあげたいし、丁寧に扱っていききたいなと思っています。

(3)のいじめの現状なんかもそうですね。いじめはあるんですよ、これはもうなくなることはないと思うんです。でも、いじめがある中で、本当に道徳的な行為で感動するようなことがあったら、みんなでやはりそれを褒めて、そういう子が増えるような指導をしていきたいということで、私はいつも心の教育については考えております。

文化センターの改修事業とか南中学校区の新設校ということで、今の物価高で遅らせたほうが良いというご意見もあるんですけども、子供たちは待ってられないですよ。結城市としてそういうふうに、令和9年度に開校していきましょうということで、きちんと計画を踏んでやってきます。一番大事なのは、子供たちに本当に良質な教育を受けさせてあげたい。いつもそこに限ると考えております。

3番です。令和6年度定期人事異動について、これはそちらに書いてあるとおりです。管理職登用試験が13日、14日に実施される予定です。県のほうは、今のところ、括弧が全部去年のものです。今年は校長、一応、登用者予定が163人、教頭が201人、教頭は今年多いですね、校長が大分少なくなっていますけれども。県西地区では去年と同じぐらい。校長試験を受けるのが38人、教頭試験は、やはり去年よりも多くて42人、結城市では校長推薦者、テストを受けるのが今のところ4人予定しております。去年は3人受けて2人合格です。教頭試験を受けるのが今回ちょっと多くて8人、去年は6人受けて3人合格しております。行政推薦をしているのが今のところ4人おります。

新採は、大体今のままですと9人から12人予定しているんですけども、昨年も9人から12人といって、結局、英語の常勤講師が1人、あと事務を全て入れると全部で21人の新採が採用になっております。どうなるか、この辺は分かりません。

退職者、去年は12人ですが、今年は10人、一応、退職なんですけれども、今年度は、前にもお話ししましたが、定年退職は61歳、1年延長になる年ですので、定年退職者というのは今年はない年なんです。だから、今年60歳で辞めるという人は、定年前退職ということで、定年前退職者が校長は3人で、副校長が1人。あと定年前退職、教諭2人。あと事務と養護で1人ずつ。普通退職者がそちらに書いてある2人ということで、合計10人になっているかと思えます。今のところ。す。

4番の行事等についてです。12月23日、これはもう済んでいます。閉庁日が今度の水曜、木曜ですので、学校に電話しても留守電になっているかと思えます。

来年です。1月6日にはもう県立中学校・中等教育学校の選抜試験が実施されます。合格発表が1月18日。現在のところ、そちらに書いてある括弧が昨年のもので、受験者数がそちらのほうに書いております。私立中、まだ決定していないので、これはもっと変わるかと思います。

あとは1月6日、はたちのつどい、午前10時半からアクロス大ホール、こちらのほうも教育委員さんにもご協力いただきたいと思います。よろしくをお願いします

7日、結城市消防団の出初式、アクロス駐車場、あと室内式典がございます。今回は吹奏楽の音楽、結城南中学校の生徒が担当してくださることになっております。

1月11日、合同賀詞交歓会、1月20日、江川南小学校150周年、1月25日、定例教育委員会、1月29日、三者合同研修会というんですけども、三者ではなくて、校長と教務主任の研修会ですが、こちらのほうもまたご協力いただければと思います。

以上、早口で申し訳ございません。教育長報告のほうをさせていただきました。

ご質問等ございましたらお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員

2番の市議会の定例会の質問についてなんですけれども、代表質問、一般質問どちらにも部活動地域移行ということが質問にあったと書かれているんですけども、どんな感じで、どんな質問とか意見等があったかちょっと教えていただきたいんですけども。

教育長

事務局、お願いします。

スポーツ振興課長

まずは現在の状況ということで、その説明をさせてもらいました。その後、課題点とか問題点、その後、今後に向けてどういった形でやるかというような内容の質問がございました。現状につきましては、なかなか難しいところもありまして、説明がちょっと難しいんですが、部活動指導員を現在の部活動のところに配置していくというような方向性のもと、部活動指導員になっていただける方を募集して、声かけをしているところです。そのほかのところでもいいますと、現在、地域クラブの中で少し動きがあって、そういった活動をしているクラブが幾つか出てきているところです。耳に入ってくる場所ですと、まだもう少し動きを進めているところもあると聞いております。

そのほか、令和8年度には休日の部活動をすることについてはゼロを目指しておりますので、それに向けて、そこに間に合うような形で進めているところなんですけど、今後につきましては、当然、進めていく中で、地域の方の意見等を聞きながら進めていきたいもんですから、令和6年度につきましては、そういったことの検討委員会を立ち上げて、教育委員会や学校、またはスポーツ団体、文化団体、そしてPTAの方々と集まり意見をいただきながら、地域移行に向けた推進を図っていきたくて考えています。

今月21日に文科省の研修会があって、私、この部活動の地域移行とかそういう分科会に出たんですけども、結構、全国的には先進的に進んでいるところと、そういうふうな指針はつくったものの、まだ具体的な進め方はしていないというところと結構分かれていたんですけども、その中で、最後のまとめのところできくと、そういう先進的なところに合わせていろいろ取り組んでいきたいと思いますという地域と、それから、各地域でやり方が違うんだから、もう少し国や県が関与して主導的にやってほしいという意見と、そんな感じで幾つかいろいろ話は出たんですが、私のところで、新潟県燕市の小林教育長さんがいたんですが、ちょっと先進的に進んでいるということでお話を聞いたら、かなり具体的に進んでいるんですが、まずはやはり地域の教育委員会やスポーツ振興課、そこが主導になっている関係者を一緒に集めていろんな話を聞いて、いろんな話が出てくるから、なかなかそこでまとめてというわけにはいかないとは言っていましたが、それでも、その中でそういう外部コーチとか、いろんなスポーツクラブとか、そういうのでいろんなそういうのを受けてくれる人を、そういう人材の取りまとめるもの、人材バンクみたいなもの、それをつくって、その中には一般の人もいるけれども、教職員の中で、そういう部活動を指導したいといって教員になった先生が結構いるんです。そういう人を教員としてではなくて、地域の一員として、地域移行の部活動指導員としての関わり方の、そういう仕組みを早急につくるということをおっしゃっていました。

あとは、そういう指導をしてくれる人の研修、研修がすごく大事だという話をされていまして、新潟なんかは、大学のそういうスポーツの指導できる、そういう指導者を指導する立場の先生にいろいろ指導していただいて、子供たちの指導者がただ単に指導する云々ではなくて、子供たちが勝負云々とか勝敗とかじゃなくて、どんどんどんどん成長していく姿が大事であって、それに共感してくれる指導者をつくっていくということが非常に大事だという、そういう話をされていまして。

でも、やはり指導者の人材バンクみたいなものをつくるのが難しいのは、いろんな責任問題とか、いろんなものが絡んでくるので、その辺をいかに教育委員会や市のほうがうまく持っていかというのが大事だという話をされていまして、きっと結城市もまだちょっとね、話合いがまだだと思っているので、計画はあるものの、そういうものをもうちょっと積極的に計画して進めていったらどうかと思いました。

最後の取りまとめのところでも文科省でも、そういう意見の中で、人材を集めるのを各市町村に任せるのではなくて、県とかがもう少し積極的に関わって、いろんなものをちょっと話し合っていきたいという意見もありました。

ちょうどこの教育長報告に関係することだと思ったので、お話しさせていただきました。

教育長

岩崎委員、ありがとうございます。本当は私なんかも研修しなきゃいけないのに、1人で研修していただいて、伝達してもらって、本当に勉強になります。ありがとうございます。

やはり今、岩崎さん言われたように、先生方の中には部活をやりたいというのがいるんですよね。それで専門的な技能を身につけている先生もいらっしゃるんで、だから、そういうのは生かしていく、兼職兼業を発令して、やらせるべきだと思うんです。ただ、やはりそこになる前に、やらなきゃいけないことがあるんで。あくまでも我々の本分は、子どもたちへの授業での指導だよ、それを指導徹底していかなかったら、また同じような部活屋さんをつくっちゃうのかなということで、そっちのほうも慎重にしていきたいと思います。

ちょっと遅いんじゃないですかという、そういう質問、問いも外部から入ってきていますけれども、確かに周りから見るとそうなんですけれども、茨城県全部そうですよね。同じようなこと、そういうふうに議論しているだけ、まだまだそれでも進んでいるほうだと思う。だから、それをもっともっとね、今度は期限までには、来年度中には少なくとも外部指導者と一緒に、それでだんだんだんだん離せるような形でできればいいなとも私も思っていますんで、そのときにはまたね、ご意見等いただければと思う、本当にありがとう、すみませんでした。

中村委員。

中村委員

非常に私もこれは興味があるところで、部活の地域移行は。こういう議論ってずっとやっているわけですよね。例えば今の学校体育ですよね、部活をしていて、それを地域にとって、絶対そのままいくはずないですよね。私はまず、部活そのものが決まっても、中学生になったら部活入るんだよって、全部入るんだよって、もうそういうひとつの流れというのかな、意識がまだあると思うんだよね。それは一旦取り外すというのも私は必要だと思うんだ。南のほうなんかはもう既にかなり前からそれは外していますよね。学校で全部、全員加入で部活を指導していく必要はないというんで、それは当然、それに相応して、例えば総合型の地域スポーツクラブができるとか、何かほかのクラブチームができるとか、そういったものと当然合わせて、そういう流れになっていくんでしょうけれども、とにかく今の全員入部制は、やはりこっちへ置かなきゃ駄目だと思う。でなかったならば、子供たち、親たちが考える時間がない。自動的にもうエスカレーターで部活へ行く。それで部活が外れたら、じゃどうなるかって考えたときに、子供が例えば家で1人で、勉強していれば一番いいんでしょうけれども、何か変な悪いことが始まるとか。そういう懸念が出てくるので、部活をやめられちゃ困る。そういったものをなくしていかないと、なかなかね、やはり地域移行ってできないと思うんですよね。だから、その辺を、まず学校体育として部活を見ていくのか、それは一旦外すのかって、そういったものを考えていかないと、なかなか難しいなって。すぐに学校対地域、絶

対無理だと思う。その辺なんですよね。

しつこいようだけれども、総合型の地域スポーツクラブなんです。これを充実させると、自然にそれがうまくいくんだと私は思うんですよね。いつもその話ばかりして申し訳ないんですけれども。

教育長

岩崎委員。

岩崎委員

今、中村委員さんが言ったのは、地域スポーツクラブというの、やはりそういう話が出て、それを充実させるということは非常に有効であるという話は出ていました。それからあと、土日だけの練習を地域にというのが、やはり非常に難しいんじゃないかという、そういう意見もありまして、普段と土日だけの違うクラブでというのが果たしてどうなんだろう。そういうのはなくして、全く違うから、部活をなくして全部地域に移行するというのをきちんと文科省でそういう指針を出してもらった方がいいという、そういう極論的な意見ももちろんあったので。

いろいろ子供たちがそういう、今までの部活の延長でみたいな感じもいいたろうし、地域スポーツクラブもいるし、もっともっと技術向上ということで、そういうクラブチームでもいいたろうし。いろんな選択肢ができたほうが最初がいいのかなというふうな感じではいるんですが。今、中村委員さんが話をしたので。

教育長

やはり全員入部というのは、中村委員が言ったように、もう置いておかなきゃ駄目ですよ。そういう影が見えているから、やらなきゃいけないと思っちゃうんで。だから、学校もなんとかしなきゃいけないと思いますけれども、そうじゃないんだよって、もう少年団の中学校バージョンみたいな感じにしちゃえば、私はいいと思っているんですよ。そうすれば、やりたいやつはやるし、やらないやつどうすんのって、万引きとかたばこなんか吸い始めて、それはもう家庭の問題だから、学校の責任じゃないんで。もうそういう少年団なんかで十分じゃないのかなと。

ありがとうございました。

赤木委員

3番の定期人事異動関係なんですけれども、普通退職者2人ということで名前が上がっているんですが、この先生方の例えば差し支えなければ、経験年数とか退職理由なんか分れば。支障があれば結構です。

教育長

大丈夫です。

湯本課長、分かりますか。

指導課長

普通退職のまず1人目ですが、来たり休んだり、療休、休職、療休、休職の繰り返しの状態が続いていましたが、今年やっと踏ん切りがついたというか。

あと、もう一人については、やはりやりたい気持ちはあるんですけれども、家庭の事情ということで、今回退職ということになりました。

赤木委員

ありがとうございます。

自分が気になったのは、やはり教職員のメンタルヘルスという部分で、どこの都道府県なんかでも若い先生が適応できないで辞めてしまうとか、

そういう話なんかもよく耳にするんですけども、そういう人もこれからの時代は雇わなくちゃならない時代になってくるんだと思うんですね。そういう先生をどうバックアップしていくかということも考えていく必要があるのかな。ただね、どうしても駄目な場合には、やはりこれはどんな職場でも同じだと思うんですけども、辞めていただくということになるのかなとは思うんですけどもね。そのバックアップ体制あたりを、ちょうど次の話題なんかにも出てくるのかと思うんですけども、ハラスメント防止条例なんていうのを市も制定されたということで、そういうことも含めながら考えていく必要があるのかなと思うんですね。

教育長
中村委員

ありがとうございます。

いいですか、関連して。申し訳ないです。

それと、ちょっとこれ本年度は定年退職年齢61、誰もいない。定年前退職という、ちょっとこの辺は、そこにどう先生方の意識が働いているのか。これは今までの勸奨退職ではないんですか。

教育長
中村委員
赤木委員
中村委員
教育長
中村委員
教育長
中村委員
教育長

違います。

これは、その辺の何ていうのかな、状況というのは。

定年が61歳になったんですね。

61歳までは働けるんでしょう。

働けます。

それで、働きたくないという、簡単にいうと。

そうそう。

そういうことなんですか。

一般の教諭は、その学校で、城西だったら城西、上山川だったら上山川で、今年60の先生は61まではその学校にいられるんです。だから、実際にいる先生方もいるんです。60で辞める、校長の場合には、これ60で役職定年で違う学校に、そういうルールになっているんで、うちは3人、60歳がいるんですけども、3人とももうそれを希望しないで、辞めますということなんで、それで校長が違う学校に行って、教諭として働くということはないんですけども、筑西市では、教諭をやる校長がいると聞いております。

中村委員

これ教諭で辞められる方、定年退職で。これも定年退職を待たないで、これも結局この学校にいられるということもしたくないということ。

教育長
中村委員
教育長

そうです。

もう教員はいいかなと、簡単にいえば。

はい。

田中委員、何かありますか。

田中委員

2番の一般質問の(4)で、南中学校区新設、周辺で、物価高で先送りしたほうがいいとか、そういう話があったとお伺いして、実際、サッカーに関する、サッカー少年団は、今年度から江川地区と上山川と山川と、結城南部地区が合併して始めたんですね、やはり人数も少ないし。そうし

たら、大人はやはり今までとやり方が違うので、大変な部分もあるんですけども、でも、子供が何より人数が多くなって、すごく生き生きして見えるんですね。だから、やはり少ないところでやっているより、一緒になっていろんな考え方を持つ子とやっていくのっていいんだなと思って、今までのやり方も、不要なところは削りながら、いいように工夫しながらやっていっているので、きっと小学校もね、統合されて、きっといいものができるんじゃないかなと思うんで、計画どおり進めていっていただきたいというのが一保護者の意見です。

教育長

いいご意見聞かせていただきました。ありがとうございます。

では、報告第13号については、これで終了します。お世話になりました。

では、そのほかについて何かございましたらお願いします。

事務局、お願いします。

学校教育課長

事務局よりご連絡させていただきます。

初めに、その他の(1)についてです。今後の予定についてご連絡をさせていただきます。

まず、1月の定例会ですが、こちら1月25日に予定をさせていただきたいと考えております。また、2月についてなんですけれども、こちらちょっと3月に開催される市議会の関係で、若干イレギュラーで申し訳ないんですけれども、2月27日に午前10時からということで予定をさせていただきたいと思いますので、日程調整のほうをお願いしたいと思います。

なお、場所につきましては、4階ではなくて、1階の多目的スペースを予定してございます。

日程については以上でございます。

続きまして、(2)各課の報告・連絡というところで、同じく学校教育課から3点ほど連絡をさせていただきたいと思います。

まず1つ目なんですけれども、先ほどの議案第19号でご審議いただいた教育事務点検・評価の内容でございますが、こちらもし修正等がある場合は、年明けの1月24日、教育委員会定例会の前の日ですね、1月24日までに学校教育課にご連絡をお願いできればと思います。修正がない場合は、ご連絡いただく必要はございません。

続きまして、2つめ、卒業式の日程についてでございます。

こちらは、中学校の卒業式が3月11日、小学校が3月19日ということで、今予定をしているところでございます。中学校については、市長、副市長、教育長のご出席をいただくところでございますが、小学校については、委員の皆様にもご出席をお願いする予定でございます。割り振りとなる学校等については、次回の定例会でご報告させていただきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、入学式については、現在、中学校が4月8日、小学校が4月9日ということで計画をしてございますので、こちらにつきましても、4月9

日の小学校入学式については、委員皆様の日程調整をお願いいたします。

最後、3つ目が結城市ハラスメント防止条例についてでございます。

こちらは、お手元に資料を置かせていただいております。

本市におきましては、結城市職員及び結城市学校職員、こちらにつきましては、ハラスメント防止に関する規定や要項をつくって既に取り組んできたところでございますが、今回、12月に開催された結城市議会で、市を挙げてというんですかね、議員を含めまして、ハラスメント防止に取り組んでいこうということで条例が制定されましたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、条例案を簡単に説明させていただきます。

まず目的、第1条でございますが、この条例は、職場におけるハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題への被害者に配慮した適切な対応を行うことにより、職員、市長等及び議員が、身分、職位及び職責にかかわらず、互いに信頼し、人権を尊重することで、もってそれぞれの能力を発揮することができる良好な職場環境を確立することを目的に制定をされました。

第2条には、定義ということで、用語の意義を解説してございます。

(1) 職員、こちらは我々行政職員以外にも、学校の先生方も含まれてございます。

(2) 市長等のところでは、市長、副市長、そして教育長ということで規定をされてございます。

3以降は、用語の定義となっておりますが、教育委員の皆様におかれましては、この規定には入ってございませんので、付け加えさせていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、第3条が市長等の責務、そして第4条が議長及び議員の責務、第5条が管理監督者の責務、第6条が職員の責務、7条でハラスメントの禁止、8条で委任ということでそれぞれ規定をしているところでございます。

なお、この条例につきましては、令和6年1月1日から施行されます。

最後に、3枚目に、こちらの条例について、記事となっておりますので、そちらを参考資料としてつけさせていただきます。

連絡は以上となります。

教育長

山本課長。

生涯学習課長

生涯学習課のほうからご案内をさせていただきます。

①番の新川和江賞、詩のコンクールを実施してございます。今年度も実施をしまして、表彰式が令和6年2月11日に行われるところでございます。コロナ禍におきましては、ここ3年間、教育委員の皆様にはご案内していなかったところではございますけれども、コロナ感染症も5類へと移行になったところもございますので、今年度は教育委員の皆様にもご案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

日程は、2月11日、石島建設プラネットホール・ゆうき図書館で実施する予定でございます。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

そのほかありますか。

岩崎委員

教育長、1ついいですか。

教育長

岩崎委員。

岩崎委員

このハラスメント防止条例の記事を見ると、すみません、議員17人中14人が賛成で反対が3人というふうなんですけれども、3人の方のこれ、反対された理由というのはどういうことかわかりますか。

教育長

大木部長。

教育部長

反対された理由なんです、条例で制定するには、ハラスメントという定義がはっきりしていませんよねという言い方だったんですね。これは条例で決めるよりも、道徳的なもので、世間の目があって、そういうふうになっているから、いいのではないかと。定義とは、相手が不快と感じたら全て、例えば岩崎委員が私に言うのと、教育長が私に言うのと、田中委員が私に何かを意見したときに、教育長のはハラスメントで同じことを言われたときに、田中委員のは違うなと感じたときに、これはハラスメントですって言われたら、定義って分からないのというふうなことをその議員はおっしゃっておりました。

岩崎委員

分かりました。

教育長

よろしいですか。

赤木委員

1つよろしいですか。山本課長さんにちょっとお伺いしたいんですが、何日か前の新聞で、香取前遺跡で焼き印が出土されたって出ていましたよね。あの焼き印というのはどういう意味合いがあるんですか。

生涯学習課長

香取前の遺跡の説明会、おととい、土曜日に行ったところではございませけれども、あそこの地域には馬を飼育していた跡というのが分かっています、馬の骨なんかも出てきたりしております。そこでどこだか分からないですが、多分、お尻周辺に焼き印を押して、自分の所有を示すもので使われていたんじゃないかと考えられております。

赤木委員

所有しているのをはっきりするために。

生涯学習課長

はい。その焼き印が出土したということになります。

教育長

このぐらいの、本当に小さくて、そのままにしておくとかぼろぼろになってしまい、形が壊れてしまうようです。

生涯学習課長

そうですね。

赤木委員

じゃ火で印を焼いて、それで所有の印を入れたものなのですね。鎌倉時代の云々なんて書いてありましたよね。そういう古いものなんですか。

生涯学習課長

そうですね。16世紀ぐらいのものというような説明をされていました。詳しいことは今後、調査できちんと分かってくるかと思えますけれども。

赤木委員

ありがとうございました。

教育長 では、以上で教育委員会12月定例会を終了します。ありがとうございました。

午後2時35分 閉 会

上議事録は事実に相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員